

三条民商

三条民主工商会
三条市興野2-16-9
TEL32-2710
FAX32-2718
2023年3月20日
2554回

4年ぶりに実現した三條・全国申告!

122名参加 三條地区に90名・加茂地区に32名

あいにくの雨（なぜ今日…）の中でしたが、受付の9時前から参加者が集まり始め、7支部の役員さんたちが大忙しで受付。点検は4名の相談員・事務局で対応。三條新聞社が取材に来られました。（3/15付に掲載）集会は密を避けて外の予定でしたが、あまりの雨の激しさで急きょ、集会室でやることに。

集会は、小林副会長の司会で始まりました。

主催者を代表し坂井会長が『このところイ

ンボイス問題が頭を悩ませています。消費税8%5%

と下げればなんの問題もないのですが、政府は減税ど

こりか増税をして軍備を増

強しようごんでもありません。おとなしく黙

っているわけにはいきません。我々零細業者の仕事と生活を脅か

している政府に、スピーカーの音声ですが、事務局長の力強い訴

え!『モ行進で、市民の皆さんに三條民主工商会にありますア

ピールしましよう』と、あいさつ。来賓あいさつでは、日本共

産党・三条市議団を代表して、小林誠市議が『コロナ感染者数は全

世界の約14%、死亡者数は全世界の20%など、ま

だまだ警戒する必要があります。コロナ禍と物

価高騰が中小業者を直撃。岸田政権は、大軍拡

と大増税を行おうとしています。5年間で43兆

円の防衛費は世界第3位。憲法の条の立場で、

話し合いによる外交努力こそやるべきです。マイナンバー・イン

ボイス・税務相談停止命令など、戦争国家づくりの一環です。「平

和でこそ商売繁盛」「納税者の権利はたたかってこそ守られる」と

ともにがんばりましょう』とあいさつされました。

他に、年金者組合三條支部、三條生活と健康を守る会、農民連県

央センターのからメッセージが寄せられ、代表が紹介されました。

3・13 重税反対全国統一行動中央実行委員会、打越さく良参議員、井上さとし参議員（日本共産党）からもメッセージが寄せられました。**加茂地区集会**では、坂井会長があいさつし、中沢まさじ

ともにがんばりましょ』とあいさつされました。

市民へのアピールは宣伝カーで読み上げ



3月記帳会・インボイス相談会

**3月18日(土)9時半～事務所
インボイス申請書は事務所にあります あわてずに!**

実施は2023年10月1日 登録は2023年3月末→申請手続きの柔軟化で 無条件に「2023年9月末」までOK

2023年10月1日からの請求書・領収書に番号が間に合わなくても、遡って有効です！実施前なら「取り下げ」も可能。

モ行進は、岩崎共済会会計が運転手、小川事務局長がアナウンサー、小林副会長が随行者運転、佐藤副会長がプラカード・のぼり旗担当、高橋事務局員がカラーマンで奮闘。市役所申告は小式沢常任理事が担当しました。

3・13 準備 3/8 常任理事が集まり、名監督（腰痛で動けない（笑））の指示のもと、パソコンのエキスパートが文字を出し、看板のエキスパートが打ち出した紙をプラカードに貼り、そしてのぼり旗と、手際よく準備されました。



文化祭準備のよう楽しかった！の声

R	R	4	所得税納税期限	3 / 15	(水)	振替納税	4 / 24	(月)
R	4	消費税納税期限	3 / 31	(金)	振替納税	4 / 27	24	(木)

共済会より

☆共済加入者がコロナ感染症で陽性で自宅待機された方（安静加療見舞金）も申請ができます。コロナ感染症特例で6か月経過で無効にならない発生時に遡り給付されます。医療機関の証明がなくても役員の証スマホなどが使えず証明書類がない場合は、理由・経過をお聞きし「役員確認書」添付でも給付の可能性も。

☆陰性でも濃厚接触者陰性で自宅待機された方（安静加療見舞金）も申請ができます。コロナ感染症特例で6か月経過で無効にならない発生時に遡り給付されます。医療機関の証明がなくても役員の証明で可能です。遠慮無く申し出てください。

労働保険事務組合より

労働保険のR4年度は4/1~3/31です。R5年度4/1から特別加入を脱退するなど、変更のある方は、3月23日（木）までヨコバンを持っておいでください。4月に入ってしまふと、1か月分の保険料が発生しますので、注意ください。従業員入社・退職など、の変更もありましたら、お早めにご連絡ください。

R5年度 4 / 1 ~ 3 / 31	から、雇用保険料率が上がります
一般の事業（被保険者負担） 5 / 1000 ↓	6 / 1000
建設の事業（被保険者負担） 6 / 1000 ↓	7 / 1000

※労働保険の年度更新の書類は、3月中にお届け予定です。

年度更新の手続きは4月10日（月）11日（火）14日（金）
10時～正午 13時半～16時
新規の相談は4月4日（火）10時～正午 13時半～16時

